

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例及び佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成27年 3月 9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第6号

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例及び佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例 (目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償として受ける旅費並びに教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件について定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) <u>選挙管理委員会委員</u></p> <p>(5) <u>人事委員会委員</u></p> <p>(6) 削除</p> <p>(7) <u>労働委員会委員</u></p> <p>(8) <u>収用委員会委員</u></p> <p>(9) <u>海区漁業調整委員会委員</u></p> <p>(10) <u>内水面漁場管理委員会委員</u></p> <p>(11) <u>監査委員</u></p> <p>(12) <u>公安委員会委員</u></p> <p>(13) <u>教育委員会委員（教育長である教育委員会委員を除く。）</u></p> <p>(14) <u>公害審査会</u></p> <p>(15) <u>土地利用審査会委員</u></p>	<p>佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例 (目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償として受ける旅費について定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>教育長</u></p> <p>(4) <u>教育委員会委員</u></p> <p>(5) <u>公安委員会委員</u></p> <p>(6) <u>選挙管理委員会委員</u></p> <p>(7) <u>監査委員</u></p> <p>(8) <u>人事委員会委員</u></p> <p>(9) <u>労働委員会委員</u></p> <p>(10) <u>収用委員会委員</u></p> <p>(11) <u>海区漁業調整委員会委員</u></p> <p>(12) <u>内水面漁場管理委員会委員</u></p> <p>(13) <u>公害審査会委員</u></p> <p>(14) <u>土地利用審査会委員</u></p> <p>(15) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に掲</u></p>

改正前	改正後
<p>(16) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に掲げる特別職に属する職員中前各号に掲げるもの以外の特別職に属する職員（県議会に属する者を除く。）</u>  （常勤の職員の給与）</p> <p><b>第2条</b> 特別職の職員中常勤の職員（前条第16号に掲げる職員を除く。）<u>及び教育長の受ける給与は、給料、住居手当、通勤手当及び期末手当とする。</u>  （非常勤の職員の給与）</p> <p><b>第4条</b> 特別職の職員中非常勤の職員（第1条第16号に掲げる職員を除く。）の受ける報酬の額は、別表第2による。  （その他の職員の給与）</p> <p><b>第5条</b> <u>第1条第16号に掲げる職員（以下「その他の職員」という。）のうち委員、顧問、参与その他これらに準ずる者（県議会の議員の職にある者を除く。）の受ける報酬の額は、勤務1日につき1万8,200円を超えない範囲内において知事その他事務部局の任命権者が定める額とする。</u></p> <p>2 略  （旅費及び費用弁償）</p> <p><b>第7条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>教育長の受ける旅費の額は、副知事の受ける旅費に相当する額とする。</u>  （給与等の支給方法）</p> <p><b>第8条</b> 特別職の職員<u>及び教育長の給与並びに旅費及び費用弁償として受ける旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。</u></p>	<p><u>げる特別職に属する職員中前各号に掲げるもの以外の特別職に属する職員（県議会に属する者を除く。）</u></p> <p>（常勤の職員の給与）</p> <p><b>第2条</b> 特別職の職員中常勤の職員（<u>前条第15号</u>に掲げる職員を除く。）の受ける給与は、給料、住居手当、通勤手当及び期末手当とする。  （非常勤の職員の給与）</p> <p><b>第4条</b> 特別職の職員中非常勤の職員（<u>第1条第15号</u>に掲げる職員を除く。）の受ける報酬の額は、別表第2による。  （その他の職員の給与）</p> <p><b>第5条</b> <u>第1条第15号</u>に掲げる職員（以下「その他の職員」という。）のうち委員、顧問、参与その他これらに準ずる者（県議会の議員の職にある者を除く。）の受ける報酬の額は、勤務1日につき1万8,200円を超えない範囲内において知事その他事務部局の任命権者が定める額とする。</p> <p>2 略  （旅費及び費用弁償）</p> <p><b>第7条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>（給与等の支給方法）</p> <p><b>第8条</b> 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償として受ける旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、</p>

改正前	改正後																																														
<p>ただし、これにより難しい場合は別に知事が定める。  <u>(教育長の勤務条件)</u></p> <p><b>第9条</b> <u>教育長の勤務時間その他の勤務条件（給与、旅費及び退職手当を除く。）については、一般職の職員の例による。</u></p> <p><b>別表第1</b>（第3条関係）  常勤の職員の給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">600,000</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">760,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>（第4条関係）  非常勤の職員の報酬表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬の額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>選挙管理委員会</u></td> <td>委員長 日額 28,600</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 24,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>人事委員会</u></td> <td>委員長 月額 200,000</td> </tr> <tr> <td>委員 月額 172,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>労働委員会</u></td> <td>会長 日額 28,600</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 24,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>収用委員会</u></td> <td>会長 日額 28,600</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 24,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>海区漁業調整委員会</u></td> <td>会長 日額 28,600</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 24,300</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額（円）	略		常勤の監査委員	600,000	教育長	760,000	職名	報酬の額（円）	<u>選挙管理委員会</u>	委員長 日額 28,600	委員 日額 24,300	<u>人事委員会</u>	委員長 月額 200,000	委員 月額 172,000	<u>労働委員会</u>	会長 日額 28,600	委員 日額 24,300	<u>収用委員会</u>	会長 日額 28,600	委員 日額 24,300	<u>海区漁業調整委員会</u>	会長 日額 28,600	委員 日額 24,300	<p>これにより難しい場合は別に知事が定める。</p> <p><b>別表第1</b>（第3条関係）  常勤の職員の給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">760,000</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">600,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>（第4条関係）  非常勤の職員の報酬表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬の額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教育委員会</u></td> <td>委員 月額 172,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>公安委員会</u></td> <td>委員長 月額 200,000</td> </tr> <tr> <td>委員 月額 172,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>選挙管理委員会</u></td> <td>委員長 日額 28,600</td> </tr> <tr> <td>委員 日額 24,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>監査委員</u></td> <td>県議会議員 の中から選 任された委 員 月額 131,000</td> </tr> <tr> <td>識見を有す 月額 228,000</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額（円）	略		教育長	760,000	常勤の監査委員	600,000	職名	報酬の額（円）	<u>教育委員会</u>	委員 月額 172,000	<u>公安委員会</u>	委員長 月額 200,000	委員 月額 172,000	<u>選挙管理委員会</u>	委員長 日額 28,600	委員 日額 24,300	<u>監査委員</u>	県議会議員 の中から選 任された委 員 月額 131,000	識見を有す 月額 228,000
職名	給料月額（円）																																														
略																																															
常勤の監査委員	600,000																																														
教育長	760,000																																														
職名	報酬の額（円）																																														
<u>選挙管理委員会</u>	委員長 日額 28,600																																														
	委員 日額 24,300																																														
<u>人事委員会</u>	委員長 月額 200,000																																														
	委員 月額 172,000																																														
<u>労働委員会</u>	会長 日額 28,600																																														
	委員 日額 24,300																																														
<u>収用委員会</u>	会長 日額 28,600																																														
	委員 日額 24,300																																														
<u>海区漁業調整委員会</u>	会長 日額 28,600																																														
	委員 日額 24,300																																														
職名	給料月額（円）																																														
略																																															
教育長	760,000																																														
常勤の監査委員	600,000																																														
職名	報酬の額（円）																																														
<u>教育委員会</u>	委員 月額 172,000																																														
<u>公安委員会</u>	委員長 月額 200,000																																														
	委員 月額 172,000																																														
<u>選挙管理委員会</u>	委員長 日額 28,600																																														
	委員 日額 24,300																																														
<u>監査委員</u>	県議会議員 の中から選 任された委 員 月額 131,000																																														
	識見を有す 月額 228,000																																														

改正前			改正後		
内水面漁場管理委員会	会長	日額 28,600	る者の中から選任された委員		
	委員	日額 24,300			
監査委員	県議会議員の中から選任された委員	月額 131,000	人事委員会	委員長 委員	月額 200,000 月額 172,000
	識見を有する者の中から選任された委員	月額 228,000	労働委員会	会長 委員	日額 28,600 日額 24,300
公安委員会	委員長	月額 200,000	収用委員会	会長 委員	日額 28,600 日額 24,300
	委員	月額 172,000	海区漁業調整委員会	会長 委員	日額 28,600 日額 24,300
教育委員会	委員長	月額 200,000	内水面漁場管理委員会	会長 委員	日額 28,600 日額 24,300
	委員	月額 172,000			
略			略		

別表第3（第7条関係）

旅費及び費用弁償額表

職名	旅費額
選挙管理委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
人事委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
労働委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
収用委員会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当

別表第3（第7条関係）

旅費及び費用弁償額表

職名	旅費額
教育長	副知事の受ける旅費に相当する額
教育委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
公安委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
選挙管理委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額

改正前		改正後	
	する額	監査委員	副知事の受ける旅費に相当する額
海区漁業調整委員会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額	人事委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
内水面漁場管理委員会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額	労働委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
監査委員	副知事の受ける旅費に相当する額	収用委員会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
公安委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額	海区漁業調整委員会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
教育委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額	内水面漁場管理委員会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
略		略	
備考 略		備考 略	

(佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

**第2条** 佐賀県知事等の退職手当に関する条例（昭和56年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、知事、副知事、常勤の監査委員、<u>常勤の人事委員会委員、知事の常勤の秘書及び議会の議長の常勤の秘書並びに教育長</u>（以下「知事等」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間の月数を乗じて得た</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、知事、副知事、<u>教育長、常勤の監査委員及び人事委員会委員並びに知事及び議会の議長の常勤の秘書</u>（以下「知事等」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間の月数を乗じて得た</p>

改正前	改正後
<p>額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(6)</u> 略</p> <p><u>(7) 教育長 100分の21</u></p>	<p>額に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 教育長 100分の21</u></p> <p><u>(4)～(7)</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合には、第1条の規定による改正後の佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の規定にかかわらず、その教育委員会の委員としての任期中に限り、教育委員会の委員長及び教育長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

(佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

3 佐賀県知事等の給与の特例に関する条例（平成25年佐賀県条例第44号）は、廃止する。